



岩手県県北家畜保健衛生所  
岩手県北家畜衛生協議会

### 目次

巻頭言	・・・1
BSEの清浄性を維持するために	・・・3
野生イノシシへの豚熱経口ワクチン散布が始まりました	・・・4
鶏インフルエンザの季節に備えましょう	・・・5



## 巻頭言

所長 本川 正人

日頃より、家畜防疫、衛生対策に御理解、御協力を賜り感謝申し上げます。  
さて、家畜防疫を取巻く状況ですが、高病原性鳥インフルエンザにつきましては、昨年度は県北家保管内での発生はありませんでしたが、県南家保管内で今年3月に採卵鶏の育成養鶏場で発生がありました。昨（22/23）シーズンは、過去最も早い昨年10月28日に1例目が確認されて以降、過去最多の26道県84事例の発生が確認され、約1,771万羽が殺処分される事態となりました。採卵鶏での発生が多く、鶏卵の供給不足から例年になく高値で推移しました。

一方、野鳥については、全国的に野鳥での感染が広がっており、本県においても一関市、花巻市及び盛岡市の死亡野鳥で本病ウイルスが検出されました。

豚熱は、豚熱ウイルスにより起こる豚、いのししの伝染病で、強い伝染力と高い致死率が特徴です。豚やいのししのみが感染し、人や他の家畜等には感染しません。感染した豚は唾液や糞尿中にウイルスを排泄し、感染豚や汚染物品等との接触などにより感染が拡大します。

近隣県の野生イノシシの豚熱感染の摘発状況を踏まえ、令和3年6月に本県も国から豚熱ワクチン接種推奨地域に指定され、農場への感染防止のため、同年7月から県内の全飼養豚農場に同ワクチン接種を開始しました。昨年4月に一関市で捕獲した野生イノシシから豚熱ウイルス感染の陽性が初めて確認され、県内にも遂に同ウイルスが侵入していることが判明しました。現在、陽性が確認された市町村は一関市、平泉町、奥州市、北上市、花巻市、紫波町、盛岡市、雫石町及び滝沢市の9市町で、野生イノシシから同ウイルス遺伝子が検出され感染拡大していることから、県内の養豚場での発生リスクが高まっており、いつ発生してもおかしくない状況です。

なお、農場に豚熱ワクチン接種した後は発生戸数が減少していますが、ワクチン接種している農場でも発生が確認されています。

中国ではアフリカ豚熱が再流行し、韓国では今年5月に4年ぶりとなる口蹄疫の発生が確認され、感染拡大しています。依然として、近隣諸国では発生が継続しています。国内への侵入防止による水際対策には限界があり、国内への侵入リスクは依然として高い状況です。

これら家畜伝染病による農場への侵入防止対策の徹底並びに万が一発生した場合の迅速かつ適切な防疫対応の推進には、市町村、関係機関・団体等との御協力が不可欠です。

畜産農家の皆様には、引き続き、飼養衛生管理基準の遵守、異常家畜の早期発見・通報など、防疫対策の徹底をお願いします。

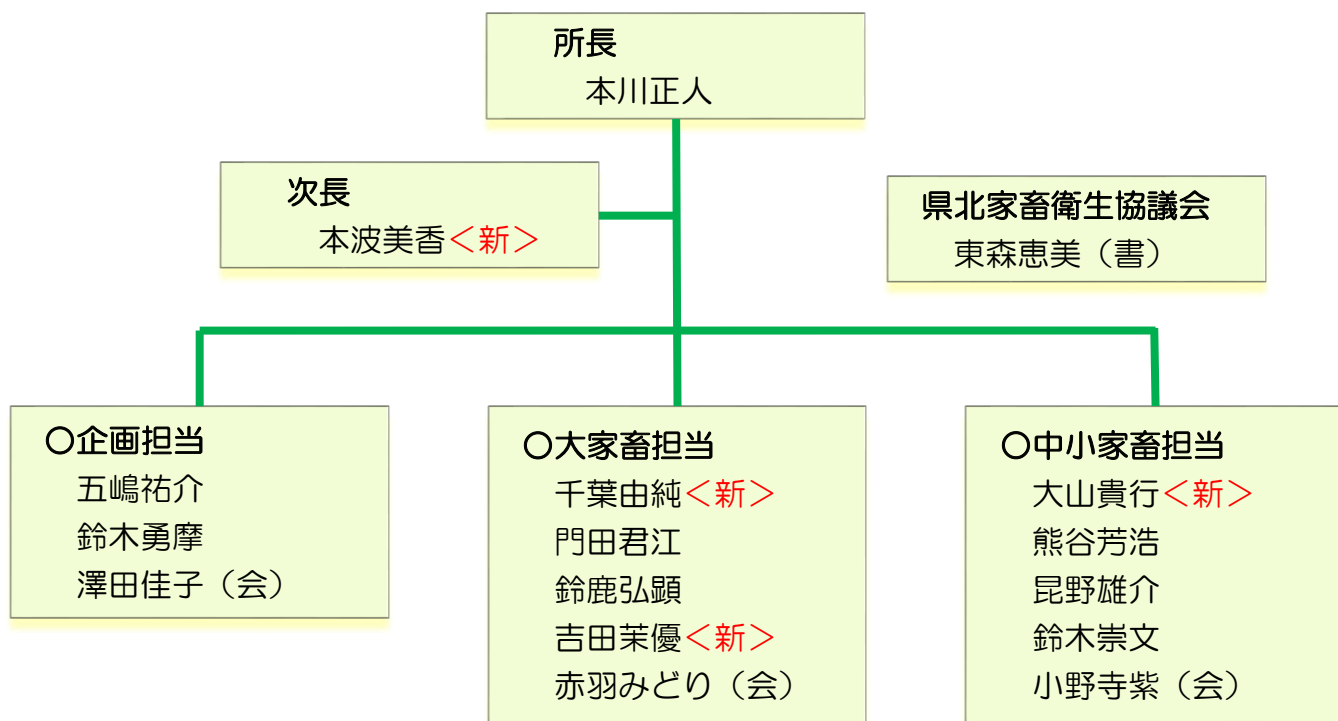
新型コロナウイルス感染症による生乳需要の減少、枝肉価格の下落等、畜産物への影響が続いています。また、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻の長期化の影響で穀物の供給不足に円安が重なり、配合飼料・粗飼料・資材等の価格が高騰するなど畜産経営を直撃しています。

今年度当所では、「監視伝染病の発生予防とまん延の防止」、「畜産物の安全性確保」、「意欲ある多様な担い手の確保・育成」を業務方針に掲げて、市町村、関係機関・団体等の御協力を得て業務を推進して参りますのでよろしくお願い申し上げます。

あわせて、県北家畜衛生協議会では、当協議会事業である各種ワクチン接種による生産性向上対策に引き続き取り組んで参りますので、ワクチン接種の普及啓発に御協力をよろしくお願い申し上げます。



## 体制紹介



(書) : 書記

(会) : 会計年度任用職員

# BSEの清浄性を維持するために

2013年5月に日本は国際的に「無視できるBSEリスク」のステータスに認定され、10年が経過しました。ひきつづき、BSEの清浄性を維持するため、牛の飼養者及び関係者にあたっては、今後も以下について御協力願います。

## 1 適正な飼料の管理について

牛等の反芻動物の飼料は、動物性タンパクを含まない「A飼料」である必要があります。「A飼料」に他の飼料が混入しないよう、**牛舎、乾草置き場等にペットフード等は保管しない**よう御注意願います。

## 2 死亡牛のBSE検査について

高温となる夏期は、**死亡牛の腐敗が進行しやすく**、検査材料の融解等により、**BSE検査に支障が出る**場合があります。また、腐敗した死亡牛は、悪臭等の原因になるだけでなく、運搬業者に運搬を断られることもあることから、以下について徹底願います。

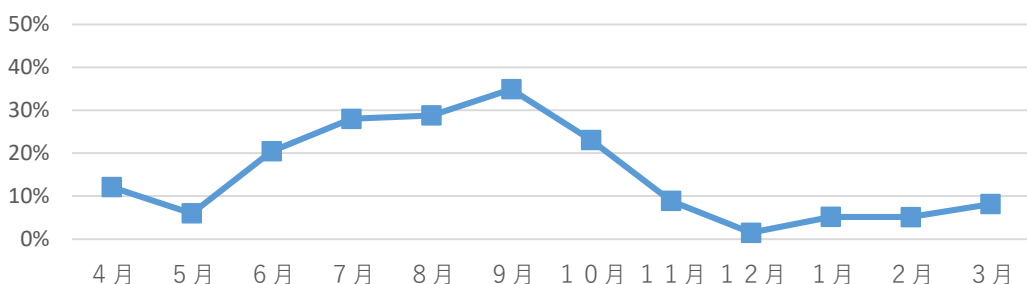
- (1) 飼養牛が死亡した場合は、**速やかに**獣医師の検案を受け、死亡牛届を提出してください。
- (2) その際、本来検査をすべき牛の検査漏れが起こらないよう、以下の点についてご確認ください。

- 耳標番号と月齢が正しいか（書類と実物が一致しているか）
- BSE検査の対象かどうか※

※検査対象牛について

- ①本病が疑われる神経症状を示した牛
- ②48か月齢以上で起立不能等の症状がみられた死亡牛
- ③96か月齢以上の死亡牛

月別のBSE検査材料融解率（令和4年度）





# 野生イノシシへの豚熱経口ワクチン 散布が始まりました

令和4年4月、本県において、豚熱ウイルスに感染した野生イノシシが初めて確認されました。それ以降、令和5年7月24日現在で104事例が確認されています。

（参考：令和元年度から現在までに1,070頭を検査）

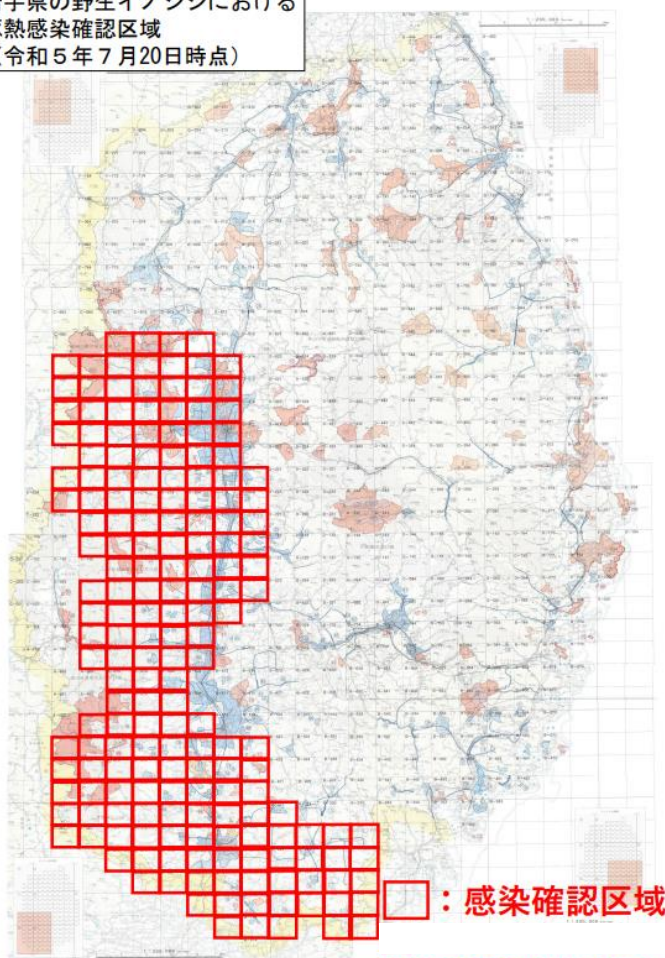
野生イノシシへの感染防止対策として、豚熱経口ワクチンの散布が令和4年度からは、県南・県央地域で開始され、令和5年度からは県北地域でも散布が開始されました。

## 豚熱経口ワクチンの概要

令和5年度は、県の30市町村の山林等310地点に、約24,800個（20個/地点、4回）を以下の方法により散布します。

- ▶ 豚熱経口ワクチンはトウモロコシなどを材料としたビスケット状の餌の中に、豚熱ワクチンを封入したもので、野生イノシシに食べさせることで、豚熱ウイルスに対する免疫を獲得させ、豚熱の感染拡大を防止するものです。
- ▶ 経口ワクチンは、野生イノシシが生息する山林等の地中に埋設します。
- ▶ 散布した経口ワクチンは、概ね5日後に回収し、野生イノシシがワクチンを確実に接種したかを確認しています。

岩手県の野生イノシシにおける  
豚熱感染確認区域  
(令和5年7月20日時点)

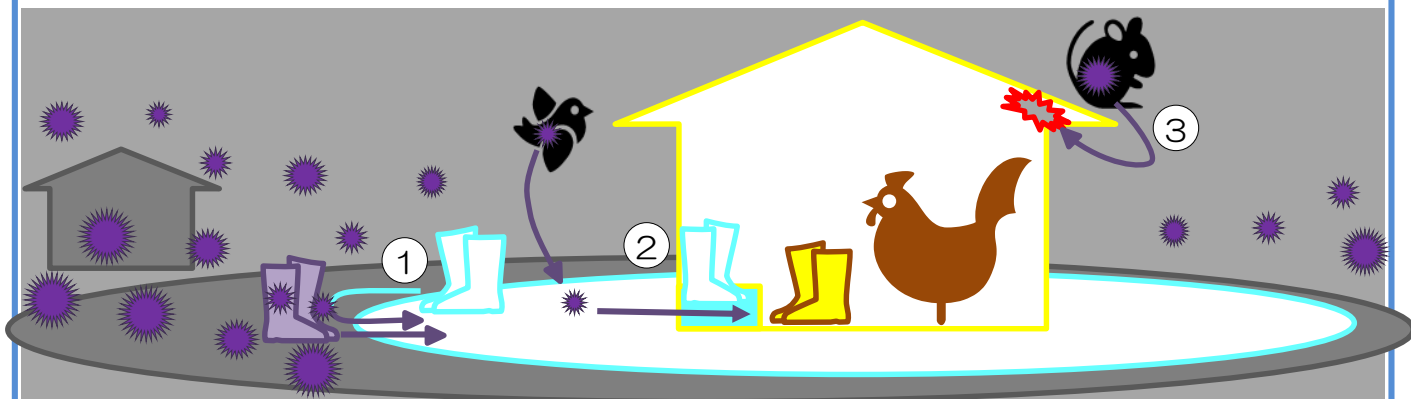


□：感染確認区域

野生イノシシの対策として、ワクチン散布以外に①サーベイランスの強化による感染状況の把握、②捕獲の強化、③登山者や狩猟関係者などに豚熱感染防止対策の周知等を実施しているところです。養豚関係者の皆様方におかれましては、飼養衛生管理基準を遵守し、豚熱ウイルスを農場内に侵入させないようお願いします。

# 鳥インフルエンザの季節に備えましょう

昨年は、9月中旬から野鳥での鳥インフルエンザ（HPAI）感染が確認されました。今年のウイルスの到来まであと1か月。防疫体制の再確認と強化を行い、警戒意識を高め、今年の冬を乗り切りましょう。



## ①飼養衛生管理区域

区域外の靴で区域に入らないよう、区域内の靴が区域外を踏まないよう、また、それぞれの靴が接触したり、同じ地面を踏まないようにしましょう。

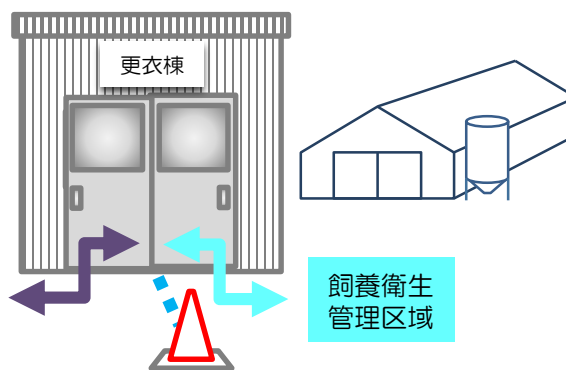
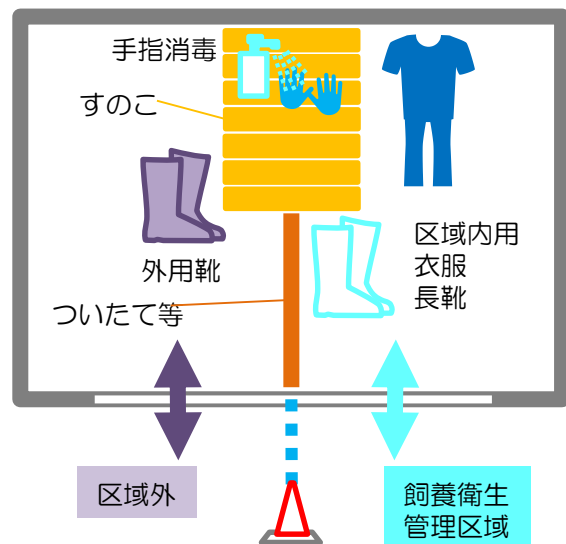
## ②鶏舎の中と外

気を付けていても区域内にウイルスが侵入する可能性があります。区域内用の靴と鶏舎内用の靴は分離し、またこまめに消毒しましょう。

## ③野生動物の侵入

屋根の上の換気口、天井、排水口、ネットのほつれや壁の隙間など、発見し難い箇所に思わぬ穴が開いているかもしれません。ウイルスが来る前に、今一度点検を行い、整備しましょう。

## 交差汚染対策した更衣棟の例



《発行元・問い合わせ先》

岩手県県北家畜保健衛生所

電話：0195(49)3006

FAX：0195(49)3008

岩手県北家畜衛生協議会

電話：0195(49)3040